

## 2026年度「住友化学グローバルリーダー育成奨学金」募集要項

### 1. 趣旨・目的

世界トップクラスの大学等への海外留学を通じて国際感覚や異文化適応能力を身につけ、将来、日本企業のグローバルな事業活動において、チャレンジ精神とリーダーシップを発揮し、自ら事業を創出し、若しくは牽引しようとする意欲を持つ学生、または新たな価値を自ら創造し、その価値をイノベーションに結びつけるべく積極的かつ果敢にチャレンジする意思を有する学生に対し、住友化学株式会社からご寄附いただいた奨学寄付金をもって、本学が奨学金及び特別支援金を給付する。

### 2. 申請資格・条件

奨学金の給付を申請できる者は、海外の大学等に留学を希望する者で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学の学部学生及び大学院生（国費外国人留学生及び日本学術振興会の特別研究員を除く。）であること。
- (2) 人物、学業成績、学修、研究意欲及び語学力に優れ、志操堅実かつ健康であること。
- (3) 将来日本の化学業界にて勤務する意思を持つ者で、理系の学部・学院等に所属する者。
- (4) 休学中又は留年中でないこと。
- (5) 希望する留学が次のいずれにも該当すること。
  - イ 語学研修、学会発表、研究視察、研究室訪問滞在及び学位取得が目的ではないこと。  
※交換留学及びダブル・ディグリー・プログラムによる留学については、留学目的が本事業の趣旨に合致すると認められる場合は応募可とする。
  - ロ 奨学金授与式終了後（2026年6月～7月予定）から2027年3月31日の間に留学を開始する予定であること。
  - ハ 留学期間が、原則として3ヶ月以上1年未満であること。
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 世界のトップクラスの大学に留学することにより国際感覚及び異文化適応力を身につけ、将来、日本企業のグローバルな事業活動において、チャレンジ精神及びリーダーシップを発揮し、自ら事業を創出し、及び牽引しようとする意思を有する者。
  - ロ 世界のトップクラスの大学又は研究機関（米国シリコンバレー等に立地する海外企業の研究所等を含む。）に留学することにより、研鑽を積み、将来、日本企業の活動において、新たな価値を自ら創造し、その価値をイノベーションに結びつけるべく、積極的かつ果敢にチャレンジする意思を有する者。  
※「世界のトップクラスの大学」は、原則、各種世界ランキングで上位100位以内に位置する大学とする。

- (7) 外務省の海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) において、派遣先の国・地域の危険情報レベル及び感染症危険情報レベルが1以下であること
- (8) 留学開始前に現地での活動に必要な査証を取得できること。
- (9) 留学について、指導教員等の了承が得られていること。
- (10) 留学開始前に海外旅行傷害保険等（カード付帯の保険は除く）及び本学が指定する留学に関する危機管理保険に加入すること。

### 3. 奨学金等

留学のための費用に対し以下の支援を行う。ただし、外国人留学生の母国への留学については、状況により減額する場合がある。

留学先地域（詳細は別紙参照）により以下の奨学金等を給付する。

- A地域：(奨学金) 月額 80,000 円  
(往復渡航費) 200,000 円
- B地域：(奨学金) 月額 60,000 円  
(往復渡航費) 100,000 円

### 4. 特別支援金

本奨学金受給者のうち、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された自然災害（以下、「災害」という。）により保護者（主たる学資負担者）が被災した者には、経済的理由により留学の機会を失うことがないように、渡航及び留学の準備を支援するための一時金として、特別支援金を給付する。

- (1) 被災とは、受給者の世帯が次のイ～ハのいずれかに該当する世帯であって、災害を受けたことにより学資負担者が死亡、失職等し又は家計が急変し、留学が困難となった場合をいう。
  - イ 災害救助法適用地域の世帯
  - ロ 上記イ以外の近隣地域で同等の災害に遭った世帯
  - ハ 上記イ及びロの地域に勤務し、勤務先が被災し、同等の災害に遭った世帯
- (2) 特別支援金の給付額は、300,000円とする。

### 5. 給付期間

3ヶ月以上1年未満とし、留学期間に応じて決定する。奨学金の給付期間は、留学期間を延長する場合においても、延長しない。

### 6. 給付予定人数

1～2名

※当該年度の予算、応募状況等を勘案し、決定する。

### 7. 申請期限

2026年3月23日(月) (学生支援課締切)

※ただし、各学部・学院等により異なるので所属学部・学院等の教務担当に確認すること。

## 8. 申請方法

申請期限までに以下の(1)～(6)の書類を所属学部・学院等の教務担当に提出すること(各1部・A4サイズ)。募集要項・申請書等様式については、ホームページ([学生生活 - 北海道大学 \(hokudai.ac.jp\)](http://www.hokudai.ac.jp))からもダウンロード可能です。

- (1) 「住友化学グローバルリーダー育成奨学金」申請書(様式1)
- (2) 留学先大学等の受入れ(見込み)が証明できるもの(受入れ許可書等の写し、留学先指導教員等の往復書簡(メール)の写し、交換留学内定通知等)  
※ただし、使用言語が日本語又は英語以外による場合には和訳文を添付すること。
- (3) 指導教員等の推薦状(様式2)
- (4) 語学能力を証明する書類(留学先で主に使用する言語の語学能力検定試験スコアシートの写し等)
- (5) 大学等高等教育機関入学後のすべての成績証明書
- (6) 在留カード表裏の写し(外国籍保有者のみ)

特別支援金を受給しようとする者は、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 被災したことを公的に示す証明書(罹災証明書等)
- (2) 申請事由に関する証明書(死亡診断書、解雇に関する通知書、会社の倒産などを証明する書類、破産を証明する書類、雇用保険受給資格証、医師の診断書、退職証明書等)

※証明書等が、申請期限までに提出できない場合は、本件問合せ先に相談すること。

## 9. 選考方法

書類審査及び面接により選考を行う。面接の中で2分程度、留学の目的・計画等について、英語での簡単な説明が求められる。

### 10. 選考結果の通知

所属学部・学院等を通じて6月～7月頃応募者本人に採否及び給付額の通知を行う。なお、採用後、留学期間・留学計画の変更がある場合は、速やかに所属学部・学院等の教務担当にその旨を連絡すること。

### 11. 他の奨学金との併給

留学に係る他の奨学金との併給は可能とするが、他の奨学金の受給を目的として本奨学金を辞退することは一切認めないので、留意願いたい。

(他団体の奨学金の規則により、本制度の奨学金との併給が認められない場合があるので、応募前に当該団体に確認すること)

## 1 2. 奨学金の給付方法

毎月定められた日までに在籍確認を行ったうえで、指定された本人名義の国内銀行口座（以下、「指定口座」という。）に振り込む。特別支援金の給付は、一括で指定口座に振り込む。

受給に係る手続き方法および提出書類については採択者に別途通知する。

## 1 3. 給付の終了

留学中に休学し、又は留年する場合は、休学し、又は留年する月の前月をもって奨学金の給付を終了する。

また、留学期間の短縮等で早期帰国となった場合は、帰国した月をもって奨学金の給付を終了する。

## 1 4. 奨学金等の返還

次のいずれかに該当する場合には、既に給付した奨学金及び特別支援金の全部又は一部の返還を求めることがある。

- (1) 指導教員等の認めた研究目的の事由以外の事由により当該月に最低1日以上留学先の国に滞在しない場合
- (2) 留学開始前に留学を中止した場合
- (3) 滞在国及び日本の法令並びに留学先大学及び本学の諸規則に反する行為があった場合
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他受給者として適当でないと認められる場合

## 1 5. 受給者の義務

### (1) 授与式への出席

留学前及び帰国後に住友化学株式会社が開催する授与式及び懇親会に必ず出席すること。なお、留学前の授与式は6月～7月に開催予定。

### (2) 帰国後の報告義務

帰国後1か月以内に所属学部・学院等の教務担当を通じて留学成果報告書（所定様式）及び留学中の写真を所属学部・学院等の教務担当を通じて学務部学生支援課に提出すること。報告された成果は、氏名と共に本学のホームページ等において公開する場合がある（公開する内容・時期について要望がある場合は、報告書類提出の際に申し出ること）。

### (3) 成果の発表

帰国後、その成果を論文や学会等で発表する場合は、当該論文もしくは学会要旨等に本奨学金による支援を受けた旨明記し、その写しを所属学部・学院等の教務担当を通じて学務部学生支援課に提出すること。

## 1 6. 本件問合せ先及び書類提出先

### 【問合せ先】

学務部学生支援課奨学支援担当

電話：011-706-8173

E-mail: [scholarship@academic.hokudai.ac.jp](mailto:scholarship@academic.hokudai.ac.jp)

**【提出先】**

所属学部・学院等の教務担当

別紙

留学先地域

地 区	地域名・都市名
A地域	<p>【国・地域名】</p> <p>北米、シンガポール、欧州（一部の国を除く）、中近東</p> <p>（除外国）</p> <p>アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア（旧グルジア）、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア（旧ユーゴスラビア）、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア</p>
B地域	<p>アジア（シンガポールを除く）・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除外国</p>